

# 災害救助法の適用地域のご契約者様へ

令和元年 9 月 13 日

Chubb 少額短期保険株式会社

令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴い、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の被害につきまして、下記地域に災害救助法が適用されました。

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に「継続契約の契約締結手続き」や「保険料払込（保険料のお支払い）」が一定期間猶予される特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望されるご契約者様は下記の担当窓口にお申し出ください。

適用の猶予期間には制限がございますので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

ご契約者様からのお申し出により次の猶予が適用されますので、下記の担当窓口までお申し出ください。

## 1. 継続契約の契約締結手続きの猶予

災害救助法の適用日から最長 2 ヶ月間（令和元年 11 月 30 日まで）を限度に保険継続の契約手続きが猶予されます。

## 2. 保険料払込の猶予

災害救助法の適用日から最長 2 ヶ月間（令和元年 11 月 30 日まで）を限度に保険料払込（保険料のお支払い）が猶予されます。

被害のご連絡ご相談も承っておりますので、下記の担当窓口までお問合せください。

担当窓口 : サービス・ダイヤル : 0120-103-083

受付時間 : 月～金 午前9時～午後5時 ※但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く。

災害救助法適用の状況（令和元年 9 月 13 日 現在）

本特別措置の適用期間に関しては、事態の推移により、延長することがあります。

法適用日	災害救助法適用市町村	
令和元年 9 月 9 日	千葉県	千葉市（ちばし） 中央区（ちゅうおうく）、花見川区（はなみがわく）、 稲毛区（いなげく）、若葉区（わかばく）、 緑区（みどりく） 銚子市（ちょうしし）、館山市（たてやまし）、 木更津市（きさらづし）、茂原市（もばらし）、 成田市（なりたし）、佐倉市（さくらし）、 東金市（とうがねし）、旭市（あさひし）、 勝浦市（かつうらし）、市原市（いちはらし）、 鴨川市（かもがわし）、君津市（きみつし）、

		富津市（ふつつし）、四街道市（よつかいどうし）、 袖ヶ浦市（そでがうらし）、八街市（やちまたし）、 印西市（いんざいし）、富里市（とみさとし）、 南房総市（みなみぼうそうし）、匝瑳市（そうさし）、 香取市（かとりし）、山武市（さんむし）、 いすみ市（いすみし）、大網白里市（おおあみしらさとし）、 印旛郡酒々井町（いんぱぐんしすいまち）、 印旛郡栄町（いんぱぐんさかえまち）、 香取郡神崎町（かとりぐんこうざきまち）、 香取郡多古町（かとりぐんたこまち）、 香取郡東庄町（かとりぐんとうのしょうまち）、 山武郡九十九里町（さんぶぐんくじゅうくりまち）、 山武郡芝山町（さんぶぐんしばやままち）、 山武郡横芝光町（さんぶぐんよこしばひかりまち）、 長生郡一宮町（ちょうせいぐんいちのみやまち）、 長生郡睦沢町（ちょうせいぐんむつざわまち）、 長生郡長生村（ちょうせいぐんちょうせいむら）、 長生郡白子町（ちょうせいぐんしらこまち）、 長生郡長柄町（ちょうせいぐんながらまち）、 長生郡長南町（ちょうせいぐんちょうなんまち）、 夷隅郡大多喜町（いすみぐんおおたきまち）、 安房郡鋸南町（あわぐんきょなんまち）
--	--	---

以上